

会 見 年 月 日	令和8年3月25日（水曜日）		
担 当 課	消防本部 総務課	（担当者：久野、安本）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6881	（内線：5203）	FAX：0791-45-0119

消防職員のサングラス着用について

1 趣 旨

消防職員が車両を運転したり屋外で消防活動を行うに際しては、従来、日差しにより視界が妨げられたり、危険要因を見落としたり、他の車両や歩行者などを見落とすなどといった恐れがあることから、それらの防止を図るとともに、紫外線による健康被害防止を目的として、一定の条件の下で消防職員がサングラスを着用し活動を行うこととします。

2 内 容

（1）着用基準

- ア 消防車や救急車の運転時において、直射日光の影響があるとき
- イ はしご車やドローンなどの操作時に、直射日光の影響があるとき
- ウ 水難救助現場において、水面の日光反射の影響があるとき
- エ 現場指揮者が業務上、合理性や有効性があると判断したとき

（2）運用開始日

令和8年4月1日（水）